

西東京市地域活動支援センター利用助成事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第4号に規定する事業として、地域活動支援センター（同号に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援（以下「センターサービス」という。）を当該障害者に行うに当たって、当該障害者の負担となる費用の一部を市が助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用対象者

西東京市地域活動支援センター利用助成事業（以下「助成事業」という。）の対象となる者は、次に掲げるいずれかに該当する者で、市内に住所を有し、かつ、センターサービスが必要であると市長が認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（別表第1において「身体障害者」という。）
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号副知事決定）に基づく愛の手帳の交付を受けている知的障害者（別表第1において「知的障害者」という。）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（別表第1において「精神障害者」という。）
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかに準ずると市長が認める者

第3 助成事業の額

市長は、西東京市地域生活支援事業の費用負担等に関する条例（平成18年西東京市条例第45号）第2条第2項及び別表第1により、第5の助成決定障害者がセンターサービスを受けたときは、同表に定める額に100分の90（当該助成決定障害者が次に掲げる者に該当すると市長が認める場合は、100分の100）を乗じて得た額を当該助成決定障害者に助成する。

- (1) 市町村民税世帯非課税者（助成決定障害者及び当該助成決定障害者と同一の世帯に属する者（当該助成決定障害者が18歳以上の場合は当該助成決定障害者の配偶者をいい、助成決定障害者が18歳未満の場合は当該助成決定障害者と同一の世帯に属する者をいう。）がセンターサービスの提供を受けた月の属する年度分（センターサービスの提供を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地

に住所を有しない者を除く。)である場合における当該助成決定障害者をいう。)

(2) 被保護者等(助成決定障害者及び当該助成決定障害者と同一の世帯に属する者が、センターサービスの提供を受けた月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者をいう。)

2 市長は、前項の助成に加え、第5の助成決定障害者が別表第2に規定するサービスを受けたときは、同表に定める額に100分の90(当該助成決定障害者が前項各号に掲げる者に該当すると市長が認める場合は、100分の100)を乗じて得た額を当該助成決定障害者に助成する。

第4 利用の申請

助成事業を利用しようとする第2に規定する者は、地域活動支援センター利用助成申請書により市長に申請するものとする。

第5 助成の決定等

市長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに第3に定める助成(以下「助成」という。)をすることの可否を決定し、当該申請をした者に対し、地域活動支援センター利用助成(承認・不承認)決定通知書によりその旨を通知する。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定障害者」という。)及び地域活動支援センター(以下「事業者」という。)の状況等を勘案した上で別表第1により換算し、センターサービスを利用できる日数を決定する。

第6 支払

助成決定障害者は、センターサービスを受けたときは、当該サービスを受けたことが分かる書類を添付して、市長に助成の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成決定障害者から請求があったときは、助成の額を確定するとともに助成決定障害者に助成するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、助成決定障害者は事業者に助成の請求及び受領の手続を委任することができる。

4 市長は、前項の規定により事業者に支払をしたときは、助成決定障害者に対し、助成をしたものとみなす。

第7 事業者の登録

事業者は、センターサービスの提供を適切に行うことができると市長が認め、市に登録をしたものとする。

2 前項の登録をしようとする事業者は、地域生活支援事業事業者登録申請書により市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、当該申請をした事業者に対し、地域生活支援事業事業者登録決定通知書により通知する。

第8 返還

市長は、助成決定障害者が偽りその他不正な手段により助成を受けたと認めたとときは、既に行った助成の決定を取り消し、その者から当該助成の額について返還させることができる。

第9 届出義務

助成決定障害者は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域生活支援事業変更届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等を変更したとき。
- (2) その他第4の申請内容に変更があったとき。

第10 調査

市長は、必要があると認めるときは、助成決定障害者に対し調査をし、又は書類の提出を求めることができる。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業に必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 市長は、この要綱の施行の日前において、利用の決定に係る準備その他の必要な準備行為を行う。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。ただし、別表第3第3号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の西東京市地域活動支援センター利用助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表第3第1号及び第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第5の規定による決定を受けた同表第1号及び第2号に規定する者が利用する改正後の要綱第1に規定するセンターサービスから適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

別表第1（第2、第3、第5関係）

利用時間 （日数換算）	4時間以下 （0.5日）	4時間超 6時間以下	6時間超 （1日）
----------------	-----------------	---------------	--------------

区分			(0.75日)	
身体障害者及びそれに準ずる者	区分 A	2,930円	4,890円	6,360円
	区分 B	2,670円	4,440円	5,780円
	区分 C	2,390円	4,000円	5,200円
知的障害者及びそれに準ずる者	区分 A	3,020円	5,030円	6,540円
	区分 B	2,700円	4,500円	5,860円
	区分 C	2,380円	3,980円	5,170円
精神障害者及びそれに準ずる者	(区分なし)	2,380円	3,980円	5,170円

備考 この表に規定する区分とは、障害の程度に関する区分をいい、助成決定障害者の身体状況、能力等を別に定める基準により判定し、定める。

別表第2（第3関係）

サービス	基準額
入浴	400円
送迎	片道540円